

令和5年5月10日

保護者様

船橋市立習志野台中学校
校長 大谷 泰彦

5月8日以降の新型コロナウイルス感染症の5類感染症への移行に係る
今後の対応について

新緑の候、保護者の皆様にはますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

また、日頃より、新型コロナウイルス感染拡大防止対策にご協力いただき、ありがとうございます。

令和5年5月8日から新型コロナウイルス感染症の位置づけを5類感染症に変更することが正式に決定されました。

このことを受けて、船橋市教育委員会から、5月8日からの学校生活について連絡がありましたので、下記のとおりお知らせいたします。ご理解ご協力どうぞよろしくお願いいたします。

記

- ・「【新型コロナウイルス感染症】学校生活における感染症対策マニュアル（令和5年4月1日版）」（船橋市教育委員会作成）は廃止します。新型コロナウイルス感染症が流行する以前の、日常の学校生活となります。
- ・給食については、引き続き感染症対策としての黙食は行いません。
- ・「健康観察カード」を使用した家庭での健康観察結果の報告は終了します。引き続き、登校前の健康観察で体調不良があった場合は、学校にご連絡ください。発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がある場合には、自宅で休養することが重要であり、無理をして登校しないようにしてください。
- ・新型コロナウイルス感染症の出席停止期間は、「発症日を0日として発症後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで」となります。（無症状の場合は、検体を採取した日を0日とし、翌日が1日となります。）また、発症から10日を経過するまでは、マスクの着用を推奨します。
- ・令和5年5月8日以降は、濃厚接触者としての特定は行われなないこととなり、新型コロナウイルス感染症の感染が確認されていない者については、直ちに出席停止の対象とする必要はないことが明記されました。
- ・マスクの着脱についてはお子さんの判断を尊重するとともに、感染の有無やマスクの着用の有無によって差別・偏見等がないようにします。また、基礎疾患等の様々な事情がある場合には、本人および家族の意向を確認して対応します。

【引き続き行う感染症対策】

- ・適切な換気の確保
- ・手洗い等の手指衛生や咳エチケットの指導